# 保険証の一斉更新について

## 後期高齢者医療

### 保険証が新しくなります（水色→黄緑色）

現在ご使用の水色の保険証は、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、「黄緑色」の保険証をご使用ください。

○新しい保険証の有効期限は、令和4年7月31日です。

○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課後期高齢者医療担当までお申し出ください。

### 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）限度証（限度額適用認定証）が新しくなります（黄色→だいだい色）

現在ご使用の黄色の減額認定証及び限度証は、8月以降は使用できなくなります。

引き続き該当する方は、7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは「だいだい色」の減額認定証及び限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、上記表の要件をご確認の上、住民課後期高齢者医療担当へ申請してください。

○有効期間は保険証と同じく1年間です。

**◆減額認定証の交付対象**
**～区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方**

| | |
|---|---|
| 区分Ⅱ | ○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方 |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 |
| | ○世帯全員の所得が0円の方<br>・公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方<br>・給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 |
| | ○老齢福祉年金を受給されている方 |

**◆限度証の交付対象**
**～現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方**

| | |
|---|---|
| 現役並みⅢ | 住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |
| 現役並みⅡ | 現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |
| 現役並みⅠ | 現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |

問住民課後期高齢者医療担当
☎（56）2122

問北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
☎011（290）5601

## 国民健康被保険子育て支援医療重度心身障害者医療ひとり親家庭等医療

**「国民健康被保険者証」「子育て支援医療費受給者証」「重度心身障害者医療費受給者証」「ひとり親家庭等医療費受給者証」は更新手続きが必要です**

現在お持ちの被保険者証、各種医療費受給者証は8月以降使用できなくなります。

対象者には、7月中に郵送等で受給者証をお送りします。

問住民課国保医療担当
☎（56）2122





# 国民健康保険税の納税通知について

7月中旬に、国民健康保険加入者がいる世帯主に対して、納税通知書を送付します。国民健康保険税は、令和2年中の所得の申告をもとに算定を行っています。

**【税率】**

国民健康保険税は、世帯主に課税され、医療・後期・介護に区分されます。課税される対象は、所得や資産・加入人数等で、表①の税率にて計算されます。

令和3年度においては、税率・課税限度額ともに変更ありません。

**【表①】◆税率等**

| 課税区分 | 医療分 | 後期分 | 介護分 |
|---|---|---|---|
| 所得割 | 5.5% | 2.1% | 1.3% |
| 資産割 | 38.0% | 15.0% | 10.0% |
| 均等割（被保険者） | 17,000円 | 6,500円 | 6,500円 |
| 平等割（世帯割） | 20,000円 | 11,200円 | 5,200円 |
| 課税限度額 | 63万円 | 19万円 | 17万円 |

**【税の軽減】**

一定の所得以下の世帯では、均等割と平等割の金額が軽減される制度があります。

令和3年度は、表②のとおり判定基準額が改正されました。

**【表②】◆軽減判定基準額**

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|
| 7割軽減 | 33万円以下 | 43万円以下<br>＋10万円×（給与所得者の数－1） |
| 5割軽減 | 33万円＋（28万5千円×被保険者数）以下 | 43万円＋（28万5千円×被保険者数）<br>＋10万円×（給与所得者の数－1）以下 |
| 2割軽減 | 33万円＋（52万円×被保険者数）以下 | 43万円＋（52万円×被保険者数）<br>＋10万円×（給与所得者の数－1）以下 |

**【新型コロナウイルス感染症による減免】**

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、減免が受けられます。

1．新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

2．新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯

▼具体的な要件

次の①～③全てに該当すること。

①事業収入等のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

②令和2年の所得金額が1000万円以下であること。

③減少が見込まれる事業収入等以外の令和2年の所得の合計が400万円以下であること。

詳しくは、総務課税務担当までお問い合わせください。

問総務課税務担当
☎（56）2121

# 国民年金保険料の免除申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がった場合に、国民年金保険料の免除申請が可能となっています。

手続きの方法など、詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構
https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html

**1対象となる方**

以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。

①令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。

②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること。

**※令和2年2月分以降の国民年金保険料が免除の対象です。**

**2手続き方法**

申請に必要な書類は以下の2つとなります。郵送にてご提出ください。

**①国民年金保険料免除・納付猶予申請書**

**②所得の申立書**

①及び②の書類は、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

年金事務所、または住民課戸籍担当窓口にも備え付けていますので、書類が必要な方は窓口にその旨をお伝え下さい。

※マイナンバーにより郵送で申請される方は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付してください。

問住民課戸籍担当
☎（56）2123